

マレーシアにおける MIA (マレーシア会計士協会) 活性化の背景

市野 初芳

- 第1節、はじめに
- 第2節、基本的視点
- 第3節、会計制度を取巻く諸環境の変化
- 第4節、MIA 活性化の背景
- 第5節、上場企業の IAS 受容可能性
- 第6節、おわりに

第1節、はじめに

マレーシアにおける会計基準の設定活動は、3つの段階を経て現在に至っていると思われる。第1段階は、1970年代からマレーシア公認会計士協会 (Malaysian Association of Certified public Accountants; MACPA) が設定活動を担っていた期間である。第2段階は、1980年代後半からの MACPA とマレーシア会計士協会 (Malaysian Institute of Accountants; MIA) との協力体制を構築し基準設定活動を行った期間である。第3段階は、1990年代後半に財務報告法の制定によりマレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board; MASB) が設立され現在に至るまで会計基準の設定を担ってきた期間である。

本稿では、第2段階に焦点をあて、とくに1987年 MIA の活動が活性化した背景について整理することを目的とする。マレーシアでは、1987年9月に MIA の第1回会員総会が開催され、新たな会長の下で新体制がスタートした。それ以後、MIA の活動が活性化したと言われている。MIA は、1967年会計士法の制定により設立された職業会計士団体であり、設立後20年間は会計士の登録機関として機能してきたが、1987年から会計基準の設定活動に積極的に取組むようになった。問題は、なぜ MIA はその活動を活性化させ、会計基準の設定活動に携わるようになったのかという点であるが、従来の研究では十分に説明されていないように思われる。この点を検討し整理することは、マレーシアにおける会計基

準設定活動の第1段階から第2段階に移行した背景を理解できるとともに、第2段階から第3段階に移行する際の問題点あるいは課題等が確認できるのではないかと考える。

以下では、当時のMIAの置かれた状況を明らかにするため、1980年代におけるマレーシアの政治的、経済的、法制度的環境を概観する。つぎに、MIAの活動を、①自主規制活動と②会計基準設定活動の2つに分類し、それぞれの問題を検討していきたい。

第2節、基本的視点

1) 会計制度の近代化

マレーシアでは、イギリスからの独立以来、自国の経済を発展させるために、さまざまな制度を近代化してきた。会計制度もその例外ではなく、企業財務報告の質を高めるため多くの近代化にむけた対策が講じられてきた。マレーシアにおける会計基準設定の歴史は、まさに会計制度の近代化の歴史であり、国際会計基準(International Accounting Standards; IAS)導入の歴史であるととらえることができる。ここで近代化という概念は、従来からよく使用される概念であるが、その意味するところは使用する論者により異なる。近代化とは、広辞苑によれば、「近代的な状態へ移行すること。産業化・資本主義化・合理化・民主化・など、捉える側面により多様な観点が存在する。」とある。近代化とは、「近代的な状態」へ移行すること、つまり近代的な状態へ移行する過程あるいはプロセスであるとしている。

従来から、わが国における近代化論は、西欧諸国との対比により議論されてきた。それは、主として、わが国の特殊性や劣後性に関する評価を中心とするものであり、西欧諸国を一つの模範として、その状態に近づくためのプロセスであるという議論が中心であった。ところが、東西冷戦の終焉後、ハンチントンが指摘するように、文明の衝突が大きな国際問題となった。それは、西欧諸国と日本を含むアジア諸国やアフリカ諸国などの非西欧諸国との間における文化あるいは文明の差異が、これまで以上に重要な問題あるいは紛争の要因として認識されるようになったからである¹。近代化という用語は、東西冷戦終結後、経済発展の差異を象徴する用語としてとらえられるだけでなく、文化あるいは文明を含むより包

1 Huntington.S.P., *The Clash of Civilizations and The Remaking of World Order*, George Borchardt, Inc., 1996. (鈴木主税訳「文明の衝突」集英社、2001)

括的な用語としてとらえられるようになってきた。

ハンチントンは、近代社会が工業を基盤とし、技術や生活習慣などがすごいスピードと深さで容易に社会から社会へ伝播することで類似性が強まる点を指摘し、近代社会は必然的に融合して均質化するか、という問いを投げかけている。これに対して、彼は、つぎのように主張する²。西欧社会がもつ独特の性質として、カトリシズムとプロテスタンティズム、ヨーロッパ言語、聖俗の権威の分離、社会の多元性、法の支配、代議機関、個人主義等を挙げ、これらの概念や制度が他の社会に比べ拡大したこと、これが西欧文明の本質的かつ継続的な核心の一部をなしている。西欧の西欧らしさはここにあるのであって、近代性にあるのではない。つまり、イスラム社会にはコーランにもとづく法の支配があり、インドには確固たる階級社会が存在する。上記の特徴はいずれも西欧社会独特のものではない。しかし、西欧社会の特徴は、上記の独特の性質が同時に存在することであり、他の文明に比べ広まっていたことであるという。

このような点から、ハンチントンは、西欧化と近代化という用語を区別して使用し、非西欧社会を分析する場合につぎの3つの視点を提供する。第1は、かつての日本の鎖国のように、西欧化も近代化も拒否する拒否主義である。第2は、西欧化と近代化の両者を受入れるケマル主義（トルコ共和国初代大統領ケマルの政策から付けた言葉である）である。第3は、近代化は受入れるが西欧化は拒否する改革主義である。改革主義は、近代化とあわせてその社会の土着文化の主な価値観や生活習慣、制度を保存しようとする試みである。ハンチントンは、改革主義が多くの非西欧社会に受け入れられたと指摘し、わが国における「和魂洋才」を一つの具体的事例として示している。

そこで、本稿で近代化という用語を使用するにあたって、暫定的につぎのように定義しておきたい。「近代化とは、非西洋諸国が、西欧近代社会における技術や制度を一つの模範とし、それに到達するためのプロセスである。」本稿でいう会計制度を近代化するという用語の意味は、近代化という概念を会計制度というより限定的な意味において用いるのであるから、アメリカやイギリスなどの西欧諸国で形成された普遍的なシステムとしての会計制度を一つの模範とし、それを非西欧社会であるマレーシアにおける固有の価値観や慣習を残しながら、マレーシア社会に導入し定着させるプロセスである、と考えることができる。したがって、本稿では、近代化概念についてハンチントンの改革主義の立場をとりつつ、マレーシアにおける会計制度の“近代化”に向けた取り組みあるいはそのプロセスを問題にすることになる。

2 ハンチントン、鈴木訳、前掲書、pp.95-111.

2) 近代化のための制度構築の必要性

マレーシアでは、1970年代に至るまで自国で会計基準の設定を行っていなかったため、会計制度を近代化するためIASを自国の基準として導入してきた。会計制度とは、個々の企業が行う会計行為が雑然となされる状態を指すのではなく、そこに一定の秩序が形成され、それが継続的に維持される状態をいうものと思われる。個々の企業が行う会計行為は、企業規模が拡大し企業の行動が社会的に大きな影響を与えるようになると、企業の会計行為も社会的性格を帯びようになる。その企業の会計行為をより客観的・継続的に行えるよう一定のルールを示すものが会計基準であり、個々の企業がそれを遵守することで一定の秩序が社会に形成され、これが安定的に維持されている状態が“会計制度”と考えられる。マレーシアは、IASを自国の会計基準として導入してきたのであるから、IASが社会に定着・浸透していくための制度構築、すなわち制度化を進めていくことが必要になる。

通常、制度化という用語は、いかにも法的規制を強化するプロセスのように思える。マレーシアのように、IASの導入を通して会計制度の近代化を図るというようなケースでは、制度化は導入したIASが社会に定着・浸透し、IASにもとづく合理的な制度運営がなされていくプロセスと考えることができる。ここには、IASの考え方や技術的手法を会計に携わる者の間で共有し、会計行為に具体的に反映させていくプロセスであると考えられる。このプロセスでは、IASの考え方や技術的手法に対する受容可能性や動機づけ、あるいは価値の共有化が図れず深刻な拒否反応、すなわちコンフリクトを発生させる可能性やその要因が明らかになる。制度を安定的に保つためには、それらのコンフリクトを解決していくことが課題になると考えられている³。問題は、どこでどのようなコンフリクトが生じているかを見きわめる点やその解決にどのように取り組むか、その対策が重要である。

吉富は、マレーシアを含めた発展途上国の制度構築が容易ではないことをつぎのように指摘する。「われわれは、国民所得水準を基準にして、途上国と先進国とかに分類し、経済の発展段階に応じた経済政策を考える方法になじんでいる。途上国を対象にした開発経済学は、その際立った例だと言ってよかろう。では同じように、制度(institutions)の形成にも発展段階がありうるのではないか。制度の質の発展にも発展段階があれば、新興途上国が先進国並みに質の高い制度に追いつくには時間がかかる。グローバリゼーションの下で、制度やコーポレート・ガバナンスについて世界最高のやり方(best practice)の達成なり、それへの収斂の必要性がよく議論されるようになってきた。しかし、途上国の一人当た

3 富永健一「日本の近代化と社会変動」講談社学術文庫、1990年、p.64。

り所得が先進国の水準へキャッチアップすることが容易でないのと同じように、制度やコーポレート・ガバナンスも、世界の最高水準へと収斂することは容易にはできないのではないだろうか⁴⁾という。さらに、発展途上国が先進国の水準へキャッチアップできないのは、制度面でなぜ先進国にキャッチアップするのが困難なのか、また困難とする阻害要因を取り除くためにはどのような政策が必要なのかという視点がない、と指摘するのである。

制度構築に必要なことは、近代的な制度（IAS）の単なる導入ではなく、IASにもとづく価値の共有化を図りそれをいかに合理的に運用していくかという問題であり、運用する上でコンフリクトが生じた場合にはその原因を探りこれを取り除くための対策を講じる必要がある。本稿では、1980年代にマレーシアにおいて MIA が活性化した背景には、IAS を合理的に運用していく過程で何らかのコンフリクトが社会に発生し、それを解決するために講じられた対策の一つなのではないかと考えている。以下では、このような基本的視点に立脚し歴史的に振り返りながら検討することにした。

第3節、会計制度を取巻く諸環境の変化

1) 政治的環境の変化—民営化政策とブミプトラ政策の規制緩和

マレーシアでは、1970年以降、新経済政策（New Economic Policy; NEP）、一般的に「ブミプトラ政策（ブミプトラとはマレー語で「土地の子」を意味する）」と呼ばれるマレー人優遇政策が実施されてきた。ブミプトラ政策は、マレー人にさまざまな特権を与え、他の人種（華人およびインド人）よりも政治的、経済的、社会的にあらゆる面で優遇するという優遇政策である。したがって、ブミプトラ政策の特徴は、①マレー人優遇という差別的優遇政策であること、②政府による政治、経済、社会に対する直接的および積極的な介入政策であること、と指摘できる。

1970年9月に成立したラザク政権は、ブミプトラ政策を具体化するために、1971年から始まる第2次マレーシア計画⁵⁾の立案に取り組んだ。ブミプトラ政策は、1969暴動事件以降約2年をかけて検討され、1971年7月の「第2次マレー

4 吉富勝『日本経済の真実—通説を超えて—』東洋経済新報者、1998年、pp.87-88。

5 マレーシア政府は、5年単位の政治目標を「マレーシア計画」として公表してきた。マラヤ連邦時代の第1次および第2次5ヵ年計画、第1次から第3次までのマレーシア計画を公表している。これらは、対象期間の政治・経済・社会等の計画や目標およびその実績に対する評価・分析、さらに今後の展望等きわめて詳細な計画書である。マレーシアは、この計画に従って国家運営を行っている。

シア計画（1971-1975年）⁶」において公表された。プミプトラ政策の目標は、(1) 貧困の撲滅、(2) 社会構造の再編の2つである⁷。貧困の撲滅は、農村で生活するマレー人貧困層の救済が主眼である。一方、社会構造の再編目標は、(1) プミプトラ（マレー人）と他の種族との所得不均衡の是正、(2) 雇用構造の再編、(3) 種族間の資本所有の再編、(4) プミプトラ企業の育成、である。

プミプトラ政策そのものは、フセイン政権からマハティール政権に引き継がれたが、1981年に就任したマハティール首相は、従来のラザク政権およびフセイン政権を通じて形成された政策基盤に依拠しつつ独自の政策を実行していった。その政策は、大きく(1) 1981年の首相就任から1990年新経済政策（NEP）の終了までの期間の政策、(2) 1991年～2000年までに国家開発政策（National Development Policy: NDP）およびそれを継承した、(3) 国家ビジョン政策（National Vision Policy: NVP）に分けることができる。本論文が対象とする1980年代以降は、主に上記(1)および(2)の前半部分である。この期間のマハティール首相の政治手法は、鳥居氏の研究によると、マハティール政権では「新しい要素（New Elements）」と呼ばれる政治手法を次々と導入し、国家主導型から民間主導型へと軌道修正を進めていった期間であると指摘する。ここでいう新しい要素とは、具体的に1983年に公表された「マレーシア株式会社構想（Malaysia Incorporated Policy, 同年2月公表）および「民営化政策（Privatization Policy, 同年5月公表）」であり、これらの政策は肥大化した国家の役割を縮小し効率的な開発行政を行うことであった。首相は、東アジア諸国、とりわけ日本や韓国を範とする「ルック・イースト政策（Look East Policy）」（1981年）を提唱することであった⁸。また、より具体的な戦略として、マレーシア重工業公社（Heavy Industries Corporation of Malaysia: HICOM）を設立し、国民社構想（プロトン社）を実施することで日本型の自動車産業組織（いわゆるピラミッド型の産業組織）の育成を試みた。この背景には、国家そのものの重工業化政策の実現という目標を達成することであったが、それとともにマレー系企業およびマレー人の企業家の育成を図るという含意があったことも見逃すことはできない。

マレーシア計画

1956年～1960年	第1次マラヤ計画
1961年～1965年	第2次マラヤ計画
1966年～1970年	第1次マレーシア計画
1971年～1975年	第2次マレーシア計画
1976年～1980年	第3次マレーシア計画
1981年～1985年	第4次マレーシア計画
1986年～1990年	第5次マレーシア計画
1991年～1995年	第6次マレーシア計画

6 Malaysia Government, *Second Malaysian Plan*, 1971, pp.41-42.

7 Chee S., & Mun K.S., *Malaysian Economic Development and Policies*, Malaysian Economic Association, 1975, p.38.

8 鳥居高「マレーシアにおける「開発」行政の展開－制度・機構を中心に－」REIT I Discussion Paper Series 05-J-008, 2005年, p.9.

マハティール政権の具体的な政策は、主に2つに要約できる。第1に、マハティール首相はブミプトラ政策の見直しあるいは一定の緩和政策を実施したことである。1986年10月、マハティール首相は国連総会出席の途中のニューヨークで、人種別出資規制の緩和を世界に向けて公表し、外資政策を大きく転換させたと考えられている。その理由は、①1985年9月のG5によるプラザ合意を契機に諸外国からタイへ多くの直接投資がなされ、タイが空前の投資ブームに沸いていたこと、②1985年にマレーシアは独立以来はじめてのマイナス成長を経験し経済的苦境に陥り、マハティール首相は自力で経済不況から脱出するのは困難と判断し、外資の力を活用しようとしたこと、である。マレーシアは、①自社の製造する製品の80%以上を輸出する場合、②常用雇用者350人以上の場合、という2つの条件を満たせば、外国資本に100%出資による企業の設立を認めることにした。この政策転換は、製造業に対する実質的なブミプトラ政策の棚上げであり、その結果1986年以降大量の外国資本が製造業に流入することになった⁹。

第2に民営化政策の実施である。マレーシアにおける民営化政策は、1983年から実施された。この政策は、①開発経済における公共部門の役割を再検討するものであり、②経済の効率性や生産される財およびサービスの質を高めることによって民間部門の活力を進展させること、である。マレーシアでは、第2次マレーシア計画（1971-1975）において経済活動における政府の直接的な介入および役割を増大させる旨が明示されたが、①国際経済の全般的な不況により一次産品や石油価格の下落による財政収入が減少したこと、②政府の介入政策が多額の公共支出を伴うこと、③設立された公営企業の経営不振と放漫経営による業績悪化が顕著となり、さらなる国家予算による支援が必要となったことなど、政府にとって大きな財政的負担となっていた。そこで、1980年代に入り民営化政策が実施された¹⁰。

公営企業は、1975年から1989年までの期間に少なくとも910社設立され、その80%が1970年代半ば以降に設立されたものである。1957年のマレーシア独立時、公営企業は23社に過ぎなかったもので、1970年代半ば以降急速に設立されたことがわかる。また、その多くの公営企業は製造およびサービス部門に設立された¹¹。マレーシアの公営企業は、①官公庁企業（Departmental Undertaking）、②特別の法律によって設立された法定公社・公団（Statutory Corporation）、③会社法（Companies Act,1965）にもとづいて政府により設立された企業、の3種類に分類でき、ブミプトラ政策実施以前は主として①のタイプの公営企業であっ

9 青木健『第2版マレーシア経済入門 2020年に先進国入りを目指す』日本評論社、p.58。

10 Vijayakumari K.& Ismail M.S., "Malaysian Economy: Selected Issues and Policy Directions", ISIS Malaysia, 1994, p.165.

11 Vijayakumari K.& Ismail M.S., *ibid.*, p.168.

たが、第2次マレーシア計画以降は②および③のタイプの公営企業が主流をしめていた。

公営企業のなかでも、州経済開発公社（SEDC）の傘下にある子会社の業績悪化が著しく、1982年の公企業省（Ministry of Public Enterprises）の発表では、これまで103社が346.8百万リンギットの利益をあげてきたが、関係会社125社が逆に360百万リンギットの損失を記録し、残りの子会社86社は会計報告書を提出しなかったとしている。さらに、1983年には公営企業の子会社50社が閉鎖されており、このような問題が民営化促進の原因となったことは明らかである¹²。さらに、民営化政策の問題点は、多くの公営企業が民営化によってブミプトラ資本家またはブミプトラ企業に優先的に払い下げられたことであり、具体的にはSEDCの保有する192社の公営企業は1981年から1990年の間にブミプトラ個人や企業に払い下げられ、また287社の公営企業が払い下げられる予定になっていたことが示されている¹³。

以上のように、ブミプトラ政策の一部緩和による外資導入政策の推進と民営化政策の実施により、1980年代後半におけるマレーシアの資本市場は多くの外資系企業および民営化企業による上場が予想され、資本市場は急速に拡大していくものと考えられていた。マレーシア政府は、今後自国の資本市場をどのように規制・監督しながら育成していくか、という喫緊の課題に直面することになったのである。

12 堀井健三「ブミプトラ政策の歴史的 성격と国家資本の役割」堀井健三編著『マレーシアの社会再編と種族問題－ブミプトラ政策20年の帰結－』所収、pp.43-44。

13 Vijayakumari K., & Ismail M.S., *op.cit.*, p.171.

2) 経済的環境の激変—外資導入と輸出工業化戦略の推進—

マハティール首相の政治決定は、経済的環境にも大きく影響することになる。1986年の外資導入政策の実施以降、輸出志向の強い大量の外資を製造部門へ導入し「輸出工業化戦略」を推進した。この政策は、1980年代後半のマレーシア経済の再生に大きく貢献することになる。1985年および86年は、世界的な不況の影響からマレーシアのGDP成長率も1985年にはマイナス1.2%となり1986年には1.2%と鈍化しているが、1987年から上昇に転じている。この間、不況対策閣僚会議等の具体的な対策が適宜講じられたことが示されている。

この結果、下記の表2で示しているように、マレーシア経済は1987年から1996年の間に順調に発展していった。これは、高い経済成長率とその持続性に象徴される。1988年から96年までの平均GDP成長率は8%を超え、失業率は1986年の8.7%から1996年には3.7%へと減少するとともに、一人当たり所得は1986年の1,607米ドルから1996年には4,514米ドルへと増加した。このような経済成長を支えた主な要因は、マハティール政権下、外資政策の転換により大量かつ継続的に外資を導入し輸出工業化戦略を推進してきたこと、およびこれを自国の労働力と効果的に結合させ経済成長の原動力とした結果だと考えられている¹⁴。

国内投資に占める外資の割合を見ると、輸出工業化戦略がマレーシア経済をけん引していたことが明らかである。それは、1987年から1992年まで平均50%を超えており、1989年は70%にも達した。これは、1985年のプラザ合意以降の急速な円高により、日系企業がASEAN諸国とりわけマレーシアに大量に進出したことが一因となっている。このように、マレーシア経済は、ブミプトラ政策の緩和による積極的な外資導入政策を実施し、輸出工業化戦略を推進したことで持続的な経済成長を達成したものと考えられる。

14 青木健、前掲書、1990年、p.58。

表2 項目別成長率の推移と外資の流入

年次	GDP (%)	製造業生産 (%)	失業率 (%)	一人当たり所得 (米ドル)	内資 (単位:100万リンギ)	国内投資に占める外資の比率 (%)
1985	▲ 1.2	▲ 3.8	7.6	1,850	4,727.6	16.9
1986	1.2	7.5	8.7	1,607	3,475.3	32.7
1987	5.4	13.4	8.2	1,793	1,873.9	52.4
1988	8.9	17.6	8.1	1,863	4,215.9	53.6
1989	9.2	12.0	6.3	2,062	3,562.9	70.8
1990	9.8	15.7	5.1	2,309	10,539.0	62.5
1991	8.7	13.9	4.3	2,486	13,763.1	55.3
1992	7.8	10.5	3.7	2,831	10,003.0	64.0
1993	8.3	12.9	3.0	2,970	7,465.5	45.7
1994	9.2	14.7	2.9	3,516	11,612.2	49.4
1995	9.6	14.7	2.8	3,959	11,725.5	43.8
1996	8.5	13.3	2.8	4,514	17,201.1	49.8

出典：Ministry of Finance of Malaysia, *Economic Report* および青木健『第2版マレーシア経済入門』, 日本評論社, 1998年, pp.8-9より作成。

つぎに、民営化政策による経済的環境への影響を検討する。まずは、マレーシアにおける証券取引の歴史を簡単に振り返りたい。マレーシアにおける証券取引は、19世紀のイギリス植民地時代にイギリス系企業の株式が売買されたことが端緒とされている。1963年の独立以後、マラヤン証券取引所、マレーシア証券取引所、マレーシア・シンガポール証券取引所と変転し、1973年5月変動相場制への移行に伴い両国間の通貨協定が廃止されたことによってマレーシアとシンガポールの証券取引所は分離された。1973年6月の証券業法の制定により、1973年7月にはクアラルンプール証券取引所 (KLSE) が設立された。1988年には、中小企業向けの第2部市場が創設されるとともに、証券取引も徐々に電子化され、効率化されていった。前節で検討した1980年代以降の民営化政策の推進によって公営企業の株式会社化が行われ、電力のテナガ・ナショナル、通信事業のテレコム・マレーシア、ガス事業のペトロナス等が上場されたことにより、資本市場の発展に大きく寄与するとともに KLSE の時価総額の上位を占める企業に成長していった¹⁵。

KLSE における上場企業数は、1980年には250社であったが、1985年には世界的な不況の影響を受け228社に減少している。しかし、外資政策の転換によりその後増加に転じ、1990年には285社 (1部・2部市場合計)、1995年529社、1996年621社と1980年代後半から急速な勢いで拡大した¹⁶。マレーシアでは、1980年代前半から民間主導型経済への転換が図られ、多くの公営企業が民営化され、公的部門のウエイトが徐々に低下してきた。その結果、民間部門による資

15 日本証券経済研究所『図説アジアの証券市場』, 財団法人日本証券経済研究所, 2004年, pp.184-185。

16 濱田博男編、大阪市立大学経済研究所『アジアの証券市場』, 東京大学出版会, 1993年, p.146より抜粋。

本市場を通じた資金調達量は 1980 年代後半から急速に増大していく。1980 年代前半は未だ民営化政策の実施プロセスにあったため、資本市場に与える影響は少なかったが、1980 年代後半から資本市場の健全な育成を目指すためのさまざまな制度改革が実施されていった。その理由は、当時の資本市場において会計制度をはじめとする情報公開制度が十分機能していなかったことや市場における公正な取引ルール等が十分に確立されていなかったことなど、資本市場は発行市場（資金調達市場）として十分機能せず多くの弊害をもたらしていたことが指摘されていたからである¹⁷。

マレーシア政府は、規制・監督機関による市場の監視、証券取引所による自主規制の強化、証券業務や上場基準の明確化、公正な取引ルールの確立、インサイダー取引規制の導入、情報開示の強化等に取り組む必要があった。マレーシアの資本市場は、市場としての形式は整えられていたが、規律ある適切な制度運営がなされていなかったと指摘できる。よって、1980 年代後半は、民営化政策によって企業の資金調達の間としての資本市場の整備が社会的に求められた時期であると位置づけることができる。

3) 法制度的環境の整備－会社法の改正－

(1) 資本所有の再編

ブミプトラ政策の一つの柱は、社会構造の再編である。その中でも、種族間の資本所有の再編は重要な課題であった。資本所有の再編とは、マレー人の株式所有比率を 1970 年の 2% から 1990 年には 30% まで引き上げるというものである。ここで示された資本は、株式会社の株式資本であり資本金を意味する。つまり、これまで主にイギリス系企業を中心とした外国資本およびマレーシアの華人および華人系企業によりマレーシア全企業の 90% を超える株式資本が所有されていたので、政府は 1990 年までにマレー人の株主資本の保有比率を 30% まで高めることを政治目標としたのである。

政府は、ブミプトラ政策のひとつである“貧困を撲滅”するためには経済発展が不可欠であることを認識していた。経済発展を実現するためには、工業化を推進していくことであり、そのためには製造業という領域において外国からの直接投資を呼び込むことが必要となる。工業化という近代化政策を進めるためには、それを支える各種制度が近代的なものに改められる必要性があった。資本市場の整備とそれに伴う企業の情報開示制度の構築は、まさに工業化に向けた制度整備という点で政府が取り組むべき重要な課題と位置づけられた。

17 河合正弘『アジアの金融・資本市場』日本経済新聞社、1996 年、p.25。

これに対して、株式所有構造の再編は、国家が強制的に民間企業の資本構成に介入する政策である。政府は、“企業”というものを政策の重要な対象として位置づけていた。企業は、国民経済の発展に大きな役割を果たす原動力となるのであるから、企業を今後どのように成長させていくかがマレーシアの経済成長を決定づける重要な要因になる。しかし、マレーシア政府は、あくまでもプミプトラ政策の遂行という基本路線から逸脱しない範囲で民間企業の自由な活動を容認する政策を実施した。プミプトラ政策の株式所有構造の再編という政策は、一方で工業化を進めるための近代的な政策が推進されるとともに、他方で企業の自由な投資活動や資本構造に対して政府が一定の規制を行ない、特定の民族（マレー人）の株式の所有構造をプミプトラ政策に沿って変革していくという非近代的な政策として指摘することができる。

マハティール首相が決断した製造部門におけるプミプトラ政策の一部棚上げは、政治目標の達成を多少遅らせても外資導入による経済成長を優先させるための政策であったと考えられる。それは、1975年工業調整法（Industrial Co-ordination Act, ICA）¹⁸の改正と1987年の投資促進法の制定に表れている。

(2) 会社法の改正

マレーシア政府は、民間企業の活性化が国民経済の発展にきわめて重要な役割を果たすものとの認識から、世界的な経済不況を克服し、外資を積極的に呼び込むための制度基盤の整備の一つとして、会社法を改正した。1965年会社法は、制定当初から（1）投資家の保護、（2）外国からの投資奨励を主たる目的としていた。その後、数次の改正を経て1985年に大幅な改正が実施され、1986年2月1日から施行された。1986年の改正で最も重要な点は、マレーシアの資本市場に外国から投資を呼び込むため、外国の投資家にとって魅力ある市場であることを示すことである。そのためには、外国企業および外国人にとって少数株主の権利擁護は重要な関心事であり、さらに少数株主を保護する一つ的手段として、積極的な情報開示を会社側に義務づけることが法改正の主眼であった。これによって、

18 1975年工業調整法とは、政府がプミプトラ政策を円滑に遂行するために制定した法的手段の一つである。同法は、製造企業に対し払込資本が25万リンギット以上または従業員25人以上の場合には「製造ライセンス」の取得を義務づけるものである。製造企業は、製造ライセンスがなければマレーシア国内で製造活動を営むことができない。政府は、同法の制定により、製造企業が製造ライセンスを取得する際、当該企業の株主資本がマレー人（プミプトラ）に30%配分されているか否かをチェックすることが可能となった。その窓口となる行政機関は、資本発行委員会（Capital Issue Committee; CIC）および外国投資委員会（Foreign Investment Committee; FIC）である。CICは、1968年に設置され中央銀行総裁を委員長として、財務省、首相府経済計画局（EPU）等政府機関の要人により構成され、企業の出資比率等を検査することを目的とする。1974年に設置されたFICは、外国資本（外資系企業）の投資内容や資本構成がプミプトラ政策に沿ったものであるかどうかをチェックする機関である。CICおよびFICは、プミプトラ資本の出資比率30%を実現させるため、華人系・インド系企業（非プミプトラ企業）あるいは外国企業の資本構成および投資活動を監視・監督する機関である。Jesudason, J.V., "Ethnicity and the Economy: The State, Chinese Business and Multinationals in Malaysia, Singapore", Oxford University Press, 1990, p.79.

会社法の第9附則が大幅に改正された。改正法は、会社の情報開示に対する責任の所在が明確にされるとともに、国際的なレベルの会計基準の設定が必要であることと、それに準拠した財務報告を企業に義務づけることであり、マレーシアの会計制度の発展や職業会計士団体にきわめて大きな影響を与える改正だったと考えられている¹⁹。

改正法では、(1) 会社は貸借対照表、損益計算書の他に財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position) の作成公表が義務づけられたことである。また、(2) 改正法では、公的業務 (public practices) に従事するすべての会計事務所およびその事務所のパートナーは、当時の会社登記局 (Register Of Company) への登録が義務づけられたことである。外部監査を担当し署名権限をもつ会計士は登録番号を付与され、監査報告書に署名する場合には当該登録番号を記載することが義務づけられた。よって、どの会社の監査報告書に誰がサインしたのかが明確になり、外部監査人としての責任の所在が明確化されることになった。(3) 監査報告書への署名権限をもつ会計士、すなわち監査人 (auditor) は、監査人であることを証明する監査ライセンス (audit license) を財務省から交付される。この監査ライセンスの更新期間は、従来3年であった。監査人には、当該ライセンス更新時に財務省をはじめとする規制当局からの面接試問が義務づけられ、これまでの業務がチェックされる。このライセンスの更新期間が、改正法では3年から2年に短縮され、監査ライセンスを付与する手続きも見直された。(4) 今回の改正法は、会社が会社法規定に違反する行為や不正行為を行ったことを監査人が知りえた場合、当時の会社登記局にその旨報告することが義務づけられたことである。

このように、1986年の会社法改正は、今後拡大が予想されるマレーシアの資本市場を念頭に置いて、①財務情報の開示に係る会社および監査人の責任、②監査人の報告義務および③監査人に対する監視・監督手続きの強化等の法的措置が厳格化されたことが特徴であった。

第4節、MIA 活性化の背景

1) 自主規制機関としての役割の増大

マレーシアにおける職業会計士団体は、“主に”1958年に設立されたマレーシア公認会計士協会 (Malaysian Association of Certified Public Accountant ;MACPA)

¹⁹ Azham, M.A., “The New Economic Policy and Accounting Profession in Malaysia: A Case of Misfit?”, 2nd AAAA Conference, September 2001, Shangri-la Penang, University of Utara Malaysia, p.5.

および1967年会計士法 (Accountants Act,1967) の制定により設立されたMIAであると考えられている²⁰。MIAは、会計士法の下で設立された会計士の登録を主たる役割としていた。

当時、マレーシアで会計士資格を取得しMIAに登録するには、原則として、2つの方法があった。第1は、MIAが認めたマレーシアの大学で会計に関するディプロマあるいは学位を取得し、一定の実務経験を経てMIAに登録する方法である。第2は、MIAが認めた職業会計士団体 (MACPAを含む) に所属する会員がMIAに登録する方法である。当時、マレーシアでは、MACPA以外にもイギリスの勅許公認会計士協会 (ACCA) や勅許管理会計士協会 (CIMA)、あるいはオーストラリア勅許会計士協会 (ICAA) 等の海外で資格を取得した者が監査業務等に従事していたため、マレーシアで“会計士”という名称を用いて業務を行う場合には、会計士法の要請により公共会計士 (Public Accountant ;PA) または登録会計士 (Registered Accountant ;RA) としてMIAに登録しなかった。例えば、マレーシアの学生がMACPAの実施する公認会計士試験に合格し、一定の実務経験を積んでMACPAに“公認会計士”として会員登録したとしても、マレーシア国内で監査業務に従事する場合は、MIAにPAとして登録することが義務づけられている。また、MIAが会員資格を認めているイギリスのイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) の会員がマレーシア国内で税務業務に従事する場合でも、MIAにPAとして登録しなければならない。したがって、MIAの会員には所属団体の異なるさまざまな資格をもつ者が、PAあるいはRAとして登録しているのである。

ここに、MIAが1987年に活性化しなければならなかった理由がある。1970年代から1986年までのマレーシアにおける会計基準の設定活動は、第1段階としてMACPAが担っていた。それは、MACPAの会員の多くが国際的な会計事務所に勤務する会計士から構成されていたので、業務上会計基準および監査基準が不可欠であったからである。MACPAは、1978年からIASを自国の会計基準として導入してきた。しかし、MACPAはMIAに属する一つの職業会計士団体に過ぎない。よって、MACPAがIASを自国の会計基準として導入したとしても、MACPAは自主規制組織として所属する会員に基準への遵守を義務づけること

20 松田修「マレーシア」武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』、税務経理協会、2001年、pp.448-450。MACPAは、海外の会計士が中心となり経験の共有および会員相互の親睦を深めることを目的に設立された。MACPAの目的は、(1) 会計理論および会計実務の相互の発展、(2) 会計士試験および教育研修等の実施、(3) 監査人の独立性の維持、(4) 自主規制の徹底、(5) 専門性の向上などである。一方、MIAは、1967年の設立以降おもに会計士の登録機関として機能してきた。会計士資格は、従来、公共会計士 (Public Accountant ;PA)、登録会計士 (Registered Accountant ;RA) および認可会計士 (Licensed Accountant ;LA) の3つに区分され、外部監査人として監査を担当する会計士はPAとして登録しなければならなかった。2001年の会計士法改正で、PAとRAの資格が統合され、勅許会計士 (Chartered Accountant ;CA) となった。また、MACPAは2002年にMICPA (Malaysian Institute of Certified Public Accountants) に名称を変更した。

になる。MACPA が会員以外の団体、例えば ACCA や CIMA の会員に会計基準の遵守を強制することはできない。下記の表 4 を見ていただきたい。

表 4 MIA 及び MACPA 会員数の推移（1978 年～1996 年）

年	MIA	MACPA	年	MIA	MACPA
1978	1,445	1,179	1988	5,314	1,597
1979	1,649	1,193	1989	5,496	1,673
1980	1,619	1,221	1990	5,492	1,755
1981	2,177	1,247	1991	5,693	1,831
1982	2,565	1,298	1992	6,205	1,935
1983	2,851	1,356	1993	6,932	2,067
1984	3,234	1,411	1994	7,431	2,188
1985	3,560	1,459	1995	8,464	2,318
1986	3,791	1,499	1996	9,115	2,434
1987	4,301	1,552			

（出典）MIA, MACPA Annual Report より作成。

MIA の会員の中に占める MACPA の会員数を概観すると、1980 年までは MACPA と MIA の会員数にそれほど大きな違いはない。例えば、表 4 には記載していないが、1970 年は MIA の会員 507 名のうち MACPA の会員は 368 名、1977 年は MIA の会員 1,219 名のうち MACPA の会員は 1,168 名であった。このように、1970 年代は MACPA の会員が MIA の会員の多数を占めていたことになる。このことは、MACPA が IAS の遵守を会員に義務づければ、MIA に属する会員に遵守させることが可能になるという状況であった。しかし、1980 年代に入り MIA の会員に占める MACPA の会員数は相対的に低下していった。MIA が活性化する 1987 年には MIA の会員 4,301 名のうち MACPA の会員は 1,552 名であり、MIA 会員の 36%に過ぎない。この変化は、一体何を意味しているのだろうか。

これは、MACPA が IAS への遵守を会員に義務づけたとしても、監査業務等に従事するすべての会計士にその遵守を義務づけることができないことを意味する。つまり、MIA が IAS を自国の会計基準として承認し、その遵守をすべての会員に義務づけないかぎり、監査業務に従事する会計士に IAS への遵守を義務づけることが困難になっていたのである。ここで注意をしなければならないことは、1987 年から 90 年までの MIA 会員のうち、外部監査や税務業務など公的業務（Public Practice）といわれる業務に従事する会計士（PA）は全体の 33%、民間企業や官公庁に勤務する会計士（LA）は全体の 67%である²¹。これは、会計士資格を取得しても過半数は民間企業等に就職していることを意味し、公的業務に従事する比率は少ないことを示している。見方を変えれば、MIA が承認した会計基準を会員に遵守させる自主規制活動を強化するということは、監査業務等

²¹ Malaysian Institute of Accountants, *Annual Report for 1991*, MIA, p.55.

に従事する会計士（PA）だけでなく、民間企業に勤務するMIAの会員である会計士（LA）に対してもその遵守を義務づけることが可能となる。民間企業に勤務する会計士が必ずしも財務報告等の業務に従事しているとは限らないが、MIAが主体的に自主規制活動を活発に展開することで、法的強制力はないものの、会計基準を遵守させる可能性が高くなり、会計基準への準拠率の向上に大きく貢献するものと思われる。

また、Peter Carlson（1995）の研究では、MIA会員へのアンケート調査を通して、IASを含む西欧諸国型の会計システムに対するMIA会員の受容可能性は高いと結論づけている²²。したがって、上記MIAのPAやLAは、MIAが設定した会計基準や自国の基準として承認したIASについては、それに準拠した行動をとることが十分に期待できる。したがって、MIAが1987年からその活動を活性化させることは、会計基準の設定活動への積極的な取り組みとともに企業財務報告の質の向上に大きな役割を果たすことが期待されていたものと指摘できる。

（2）MIA倫理規程（MIA Code of Ethics）の公表

1980年代は、会計士に対する信用が低下した時代であったと考えられる。それは、1970年代の後半から80年において、会計士業務に関連する多くの問題が発生したからである。例えば、①銀行や企業の不正経理が発覚し、その不正に関与した会計士の処分問題、②未登録会計士の増加問題、③企業の財務報告の質が低下している問題、等である。この中で、MIAが活性化することにより自主規制機関としての役割を果たすことで、解決すると思われるいくつかの問題がある。例えば、MIAは、不正行為に関与した会計士を処分するための調査・懲罰を行う委員会を設置し、厳正に対応することを社会に示した。また、MIAは当時問題となっていた未登録会計士の増加にどのように対応するかという点については、マレーシア会計実務家協会（Malaysian Association of Accounting Technicians）を設立し、当時5,000人とも6,000人とも言われた未登録の会計士を同協会の会員にするという対策を講じた。さらに、MIAは、会員向けの機関紙“*Akauntant Nasional*”を発行するとともに、財務諸表検討委員会（Financial Statements Review Committee; FSRC）を設置し、企業の会計基準への遵守レベルと監査人の業務内容を調査し、その結果を機関紙で定期的に公表することで企業財務報告の質の低下を改善するための対策を講じた。

MIAは、1990年に従来から求められていた倫理規程を公表した。MIAの倫理規程は、MIAがすでに国際会計士連盟（International Federation of

22 Peter Carlson, "The Transfer of Accounting Technology: The Case of Malaysia", *Asian Review of Accounting*, 32, 1995.

Accountants: IFAC) に加盟していたことから IFAC の倫理規程を大幅に採り入れて作成された²³。この倫理規程を MIA の会員に遵守させるためには、会計士法でその旨を規定する必要がある。このようなプロセスを経て公表された倫理規程は、MIA の会員が実務を行うなかで、さまざまな形式で実践に反映されることが求められた。そのためには、倫理規程が会員に理解され、さまざまな倫理上の問題を解決していくための指針になることが必要である。

Lim (1992) は、MIA の公表する倫理規程が公的業務に従事する会計士にどのように理解され、自身の判断や問題解決に役立っているかという実証研究を行なった²⁴。この研究は、公的業務に従事する会計士が直面している倫理上の問題や感じている矛盾がどのようなものであるか確認し、MIA の倫理規程の妥当性や有用性を評価したものである。Lim は、MIA の会員 154 名（ビッグ 6 に勤務 104 名、ビッグ 6 以外 50 名）に質問票を送付し 40 名から回答を得た。その結果、回答者の多くは業務上倫理に係る重要な判断をする際、倫理規程が会計士の社会的信頼や専門家としてのイメージを高めることに対して有用であると認識していることが明らかになった。しかし、ビッグ 6 に勤務する回答者から、倫理規程には業務拡大を制限する広告や報酬に係る規程が指摘され、改訂すべきとの回答を得た。また、ビッグ 6 以外の回答者は、所得税法の抜け道を探すことや財務諸表の意図的な変更を求める顧客との間で倫理上の対立が生じた場合、倫理規程は倫理上の判断の指針としては有用でないことが指摘され、倫理規程の見直しが必要であると結論づけている。

このように、MIA が公表した倫理規程は Lim の研究により改訂の余地があることが明らかにされたが、MIA が会員に対して倫理規程を作成し公表したことは、公的業務の質を向上させ、職業会計士の社会的信頼を回復させることに貢献することになったものと思われる。

以上のように、1980 年代における MIA の活性化は、1986 年の会社法改正が一つの端緒となったことは明らかである。企業財務報告に対する会計士の責任が法的に強化されたことにより、MIA は自主規制機関としての役割を果たすことが必要となったのである。そのためには、①広く社会に認められる会計基準の設定に積極的に取り組むこと、②その遵守に向けた自主規制活動を積極的に展開すること、③その活動を社会に説明し、監査人の信頼を回復すること、④これらの活動を通じて企業財務報告の質の改善に職業専門家としての責任を果たすこと、等々の対策を講じたのである。

23 Dato' Hanifah Noordin, "Ethical Standards in the Accountancy Profession" *Akauntan Nasional*, July 1990, p.4.

24 Lim Chui Choo, "Ethical Issues and Practising Accountants Perceptions of Code of Ethics: A Developing Country Perspective" *Akauntan Nasional*, September 1992, p.28.

2) MACPA - MIA 体制における会計基準の設定活動

(1) 会計基準設定におけるデュー・プロセスの採用とその問題点

MIA の活性化は、民営化や外資導入政策による資本市場の拡大、会社法の改正により求められるようになった。このことは、MIA が自律的・主体的に活性化の道を見出し会計基準の設定活動に参画していったのではなく、MIA が活発化せざるを得ない環境にあったものと指摘できる。

その後、MIA は会計基準の設定活動に参加することになり、1989年3月に MIA と MACPA との間で CWTC (Common Working Technical Committee) が設置され会計基準設定にむけた協力関係がスタートした。MIA は、会計および監査基準の設定経験がないことから、設定活動を始めるにあたり、マレーシア北部大学 (Universiti Utara Malaysia: UUM) の Ooi S.K. 准教授を、1989年3月から7月まで基準設定作業を指導する技術担当理事として招いた。CWTC は、22のプロジェクトをスタートさせたが、その内容は、おもに、①国際会計基準委員会 (IASB) が公表した会計基準のレビューおよび調査、②国際会計士連盟 (IFAC) の国際監査実務委員会 (IAPC) が公表した実務指針のレビューおよび調査、③特定の産業に対するマレーシア固有の会計基準、公報および監査実務指針の公表、④IFAC の IAPC が公表した会計基準および指針のレビューおよび調査、である。このように、CWTC では、会計基準だけでなく監査実務指針についても検討・公表した。

しかし、1994年に CWTC は解消され、この活動は MIA の会計・監査基準委員会 (Accounting and Auditing Standards Committee: AASC) に引き継がれることになった。CWTC が解消された背景には、政治的な問題があったと指摘されている。MACPA は、主に国際会計事務所のパートナーをはじめ大規模会計事務所勤務する PA が多く、一方 MIA は ACCA の会員が多数であり、一般的に小規模会計事務所の経営者が主流を占めていると言われている。

CWTC の活動を引き継いだ AASC は、IAS を自国の会計基準として導入する手続きにデュー・プロセスを採用した。会計基準が公表されるまでの流れは、概ね以下の通りである。まず IAS の導入を検討するためのワーキング・グループ (WG) を設置する。WG は、おもに AASC のメンバーから構成されるが、検討するテーマによって産業界、規制機関あるいは研究者等も参加することになる。AASC は、導入を検討する IAS について各委員会で審議し、その後公開草案 (Exposure Draft: ED) を公表し、各方面からのコメントを受理し、その内容を検討する。

IAS が企業の財務報告に大きな影響を与えると考えられる場合、新たな会計基

準案に関する意見を聞くため各委員会により公聴会が開催される。MIA は、会計基準の設定に際し、デュー・プロセスの一環としてすべての基準案について公聴会を開催してきた。新たに提案した IAS に対する反対意見が強硬なものである場合、AASC は検討期間を延長するだけでなく、さらなるレビューあるいは研究の実施を勧告することになる。今まで導入したほとんどの IAS は、1965 年会社法または 1995 年の証券委員会（SC）のガイドラインの規定に抵触しないよう修正した。したがって、新たに導入を検討する IAS が現行の実務に合わない場合あるいは問題があると考えられる場合には、さらなるレビューと検討作業の結果が出るまで導入は延期される。また、導入を検討する IAS が即座に却下された場合には、IAS の原則や手続きがマレーシアの現状に適さないと考えられるので、AASC は一般的に却下された IAS の代わりにマレーシアの会計基準（Malaysian Accounting Standards: MAS）を設定するための検討作業に着手する。

MAS は、マレーシアの特殊な産業や現行の IAS では適さない会計の領域に対して設定される。MAS は、通常、特殊な領域あるいは産業において一定の秩序ある会計慣行の形成が求められるので迅速に設定される。AASC は、大学に特殊な領域に関する研究を委託し、研究成果を討議資料（Discussion Paper: DP）作成のための基礎資料として利用する。代わりに、特殊領域に詳しい専門家チームが、DP 作成に関する基本的見解や論点を整理するために作られる。DP は、MIA の会員、規制機関および財務諸表を作成する企業に送付され、その後 DP に関する公聴会が開催されてさまざまな意見が聴取される。

MAS 設定作業の第二段階は、ED の作成・公表である。認められた会計基準を設定するあらゆるケースにおいて、規制機関（証券委員会、中央銀行、会社登記局等）の意見あるいは見解が求められることは重要である。したがって、マレーシアの特徴として、認められた会計基準はプライベート・セクターである職業会計士団体（MIA や MACPA）で設定されるが、規制機関は基準設定にきわめて大きな影響力をもつのである。

ED 公表後、さらなる問題がない場合（具体的には、ED が一般的な承認を得た場合）、IAS あるいは MAS はそれぞれの職業会計士団体の理事会に、認められた会計基準として送られる。1 つの MAS が最終的に会計基準として作成・公表されるまでにかかる期間は、3 年から 10 年とさまざまである。このように時間を要するのは、多様な会計実務の領域で一定の社会的コンセンサスを得ることがきわめて難しいという点である。また、AASC や WG のメンバーは会計基準の設定作業に専念できないボランティアであるという事実もある。加えて、一般に認められた会計上のフレーム・ワークの欠如が、AASC や WG のメンバーが

IASあるいはMASの設定の際のデュー・プロセスを不必要に遅延させる原因であると指摘されていた。また、AASCおよびWGの基準設定に対する基本姿勢は、その時々で変化し、また検討段階で特定のメンバーの影響を強く受けることなど、基準設定に一貫性がなかった。とは言え、1996年11月現在、MACPAおよびMIAは、26のIASおよび7のMASを会計基準として導入あるいは公表し、8のIASおよび1のMASに関するEDを公表²⁵してきたことは、マレーシアの会計制度の発展にとって大きな貢献であると考えられる。

以上のように、第Ⅱ期における会計基準の設定は進展することになった。しかし、①基準設定に多大な時間がかかること、②基準設定をフルタイムで担当する専門家がないこと、③会計基準を設定する際のプロセス・ワークが求められていること、④基準設定に係る基本姿勢が不明確であること、等多くの問題が明らかになった。

以下の表5は、第Ⅱ期にMACPAとMIAの協力体制の下で公表された会計基準を一覧表にまとめたものである。

表5 MACPAとMIAの協力体制における会計基準の公表

IAS	項 目	MACPA 発効年月	MIA 発行年月
1	財務諸表の表示	1978.1.1	1987.1.1.
2	棚卸資産	1978.1.1	1987.1.1.
3	(IAS第27号及び28号により廃止)	1978.1.1	1987.1.1.
4	(IAS第16号、第22号及び第38号により廃止)	1978.1.1	1987.1.1.
5	(IAS第1号により廃止)	1979.1.1	1987.1.1.
6	(IAS第15号により廃止)		
7	キャッシュフロー計算書	1996.1.1.	1996.1.1.
8	期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更	1979.1.1	1987.1.1.
9	(IAS第38号により廃止)	1980.1.1.	1987.1.1.
10	後発事象	1980.1.1	1987.1.1.
11	工事契約	1982.1.1	1987.1.1.
12	法人所得税	1983.1.1.	1987.1.1.
13	(IAS第1号により廃止)	1982.1.1	1987.1.1.
14	セグメント別報告	1983.1.1.	1987.1.1.
16	有形固定資産	1983.1.1.	1987.1.1.
17	リース	1987-91	1987-91
18	収益	1985.1.1.	1987.1.1.
19	従業員給付	1991.1.1.	1991.1.1.
21	外国為替レート変動の影響	1987.1.1.	1987.1.1.
23	借入費用	1986.1.1.	1987.1.1.
24	関連当事者についての開示	1996.1.1.	1997.1.1.
25	(IAS第39号及び第40号により廃止)	1993.1.1.	1993.1.1.
26	退職給付制度の会計及び報告	1993.1.1.	1993.1.1.
27	連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理	1993.1.1.	1993.1.1.
28	関係会社に対する投資の会計処理	1993.1.1.	1993.1.1.
31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	1993.1.1.	1994.1.1.

* 1997年版MACPAおよびMIAのアンニュアル・レポートより作成。

25 Tan Liong Tong, *Financial Accountign & Reporting in Malaysia*, MACPA, 1997, pp10-12.

MACPA と MIA の協力体制の最も大きな問題は、設定した会計基準を企業に遵守させる強制力をもちえなかったことである。当時、実施された調査報告において、企業が会計基準に準拠した財務報告を実施していない、あるいは真実かつ公正なる概観を優先し、離脱規定により基準を遵守しなかった場合にその理由を注記事項として開示していないなどの問題が指摘されていた。しかし、この問題を解決するためには、法改正や規制を強めるために、政府をはじめ各規制機関などの全面的な協力が必要となり、MACPA と MIA の協力体制では適切な措置を講ずることができなかつた。このようなことを一つの背景として、現体制から新たな体制の確立が必要となった。

第5節、上場企業の IAS 受容可能性

1) 企業財務報告の実態

マレーシアでは、会計研究者の研究により、1980年代後半以降における上場企業の財務情報に関する開示実態が徐々に明らかにされていった²⁶。Tan et al. (1990) は、KLSE に上場している 43 社を対象に、財務報告が適切になされているかを調査した。調査は、財務情報の利用者が求める情報と企業が開示する情報との間に“期待ギャップ (expectation gap)”があるかどうかを検証することを目的として実施されたもので、おもに自主開示 (voluntary disclosure) 項目の開示レベルを確認することである。対象企業は、①企業規模および②関与している会計監査人の 2 点から整理した。25 項目の自主開示項目を選定し、財務諸表の利用者、本調査では 11 の商業銀行および 3 の政府系投資機関に勤務するアナリストに質問票を送付し、その結果を統計的手法で解析したものである。その結果、KLSE に上場する 43 社の財務報告レベルは、きわめて低いことが明らかにされた。調査対象企業は、法が求める最低限の開示は行なっているものの、アナリストが求める情報、具体的にはキャッシュ・フローや利益の予測、売上に関するセグメント情報等の重要項目は開示されてなく、自主開示項目全体 25 項目のうち 13 項目は開示されていないという状況であった。このように開示レベルが低いのは、職業会計人が積極的にその役割を果たしていないことが原因であると結論づけている。

このように、自主開示項目を対象とした研究は、その後 Hossein at al. (1994)、

26 Tan, L.T., Kidman, A.A. and Cheong, P.W., "Information Needs of Users and Voluntary Disclosure Practices of Malaysian Listed Corporations", *Malaysian Accountant*, April 1990, pp.2-6.

によって行われた。この研究では、KLSE 上場企業のうち金融機関を除く 279 社を無作為に選定し、その中でマレーシアを拠点とする 67 社（全体の 24%）の自主開示項目 78 項目について Disclosure Index という手法により検証したものである²⁷。また、Omar at al. (1995) の研究は、①財務情報の利用者は年次報告書に求める情報は何か、②情報利用者と企業の情報開示との間に期待ギャップはあるか、③情報利用者が財務情報を必要とする理由および企業が情報提供を拒む理由、について実施された。その結果、企業は、開示情報として企業にとって望ましい情報のみを開示していることが明らかにされ、とくにキャッシュ・フローや利益の予測情報、経営活動を評価する情報、投資意思決定に有用な情報など情報利用者にとって重要だと思われる情報は開示していないことが示された。企業が情報開示を拒む主な理由は、同業他社あるいは競争相手に重要な経営情報を提供することになること、および企業の業績評価に関わる情報提供を行っても情報利用者がその情報を正しく活用しているとは思えないこと等が明らかにされた²⁸。いづれにしても、Hossein at al. (1994) および Omar at al. (1995) の研究は、概ね Tan at al. (1990) の研究を裏付ける結果となり上場企業の財務報告レベルが望ましい段階にないことを示した。

以上の研究が KLSE 上場企業の自主開示項目に焦点をあて開示レベルを調査した研究成果であるのに対し、Susela at al. (1994) および Abdul Latif at al. (1995) の研究は、KLSE 上場企業の財務報告レベルを検証するという点では同様の内容であるが、両者の研究は自主開示項目を調査対象とするのではなく、上場企業の財務報告が認められた会計基準に準拠しているかどうか、すなわち会計基準への準拠程度を検証した点で興味深い。

Susela at al. (1994) は、1987 年から 1989 年までの 3 年間の KLSE 一上場企業全 226 社の年次報告書を利用し、IAS 第 14 号セグメント情報（以下、IAS14 と略す。）にどの程度準拠して財務報告を行っているか調査した。226 社のうち IAS14 の対象となる企業、すなわち経営の多角化や海外展開をしている企業は 179 社（1989 年）であり全体の 79%であった。IAS14 に準拠している企業は、1987 年 43.3%、1988 年 49.8%、1989 年 52.5%であり、準拠率は上昇しているように見えるが、全体としての準拠率は低い。また、準拠していない企業が年次報告書でその理由の開示がなされていたかの確認については、開示していないが 1987 年 33.7%、1988 年 29%、1989 年 28.5%と減少傾向にあることが示されている。

27 Hossein, M., Tan, L., Tans Adams, M., "Voluntary Disclosure in an Emerging Capital Market: Some Empirical Evidence from Companies Listed on Kuala Lumpur Stock Exchange", *The International Journal of Accounting*, Vol.29, No.4, 1994, pp.334-348.

28 Omar, N.H. and Bakar, S.A., "A Study on Voluntary Disclosure Practices of Public Listed Companies", *Proceedings of Conference on Accounting Education and the Profession: Past, Present and Future*, 4-5 January, MARA Institute of Technology, Malaysia, 1995, pp.11-15.

一方、1989年における IAS14 適用企業のうち、準拠していない企業 (85社) を監査している監査会社の 76.5%は当時のビッグ6であり国際的な会計事務所であった²⁹。このように、MIAにより IASが承認され遵守すべき会計上のルールになったにも関わらず、上場企業の準拠率はきわめて低いと言う結果が示されている³⁰。

2) マレーシア上場企業の特質

マレーシアにおける上場企業の特質は、財閥をはじめとする家族経営企業 (family owned company) が多く存在することである。吉富は、この点をつぎのように分析する³¹。アジア諸国における家族経営企業の根本的な存在理由は、外部資金を調達する資本市場およびそれを支える制度基盤の整備が不十分であり、これを代替する点に存在理由があるという。企業の発展に必要な資金は、資本市場が不十分で外部資金の調達に高い取引コストがかかるような場合、企業は内部資金に頼らざるを得ない。創業者が蓄積した資金や大家族のメンバー、グループ内の銀行等の内部資金による資金調達が必要となる。また、資本市場を支える制度基盤の整備は、資本市場における情報の非対称性を縮小させるため、企業の透明性を高める会計制度や監査制度、さらにそれを強制する法制度などの整備が必要となるが、発展途上国ではこれが未整備の場合が多い。したがって、家族経営企業は、グループ内に内部資金市場を形成しインフォーマルな規範をメンバーに課していくことにより制度の代替機能を果たしているのである。

では、家族経営企業の問題点は、どこに生じるのだろうか。これは、つぎの2つに整理することができる³²。第1は、企業資金の調達方法である。アジア企業の多くは、企業資金の調達において、銀行融資の比率が高いことは従来から指摘されてきた。つまり、企業の資金調達が銀行融資に大きく依存する場合、本来、銀行により企業の財務内容がモニターされる。このような企業は、銀行への財務報告が中心となり、社会に対する財務報告の透明性や外部監査の信頼性を高めることへのインセンティブは小さくなるものと思われる。したがって、銀行融資に依存する企業が高い比率を占める場合、社会に対する情報開示を基軸とする IAS の受容可能性および IAS にもとづく財務報告に対する動機づけは小さいものと

29 Susela D. S., "Segmental Reporting in Malaysia: Relevance, Extent of Compliance and Disclosure", *Akauntan Nasional*, April 1992, pp.12-16.

30 Teoh and Chuah は、マレーシア企業が会計基準への準拠を達成することがきわめて遅いと指摘し、彼らの行った調査結果は以前実施された Tan and Ngan (1991) によるセグメント情報の開示に関する調査結果を裏づけるものであると指摘している。Hai Yap Teoh and Soon Guan Chuah, Malaysia, in *Financial Reporting in the Pacific Asia Region*, edited by Ronald Ma, World Scientific, Singapore, 1997, p.343.

31 吉富勝『アジア経済の真実』東洋経済新報社、2003年9月、pp.168-171。

32 吉富勝、同上書、p.168。

思われ、コンフリクトが生じる要因になりえる。

第2は、上場企業における株式の所有構造の問題である。上場企業の株式の所有構造は、おもに、大家族が企業の発行済株式数の約3分の2を究極的に所有・支配している場合が多い。財閥に見られるように所有と経営が同一である場合、所有が経営を監視するインセンティブは必然的に弱くなると同時に、企業活動のさまざまな側面に閉鎖的あるいは縁故主義的体質が温存されることになる。その結果、取締役会が経営を監視・監督する機能が果たせず形骸化することをはじめとして、少数株主の権利収奪、関係会社間の不透明な経済取引などさまざまな問題が生じることになる。したがって、透明性の高い財務報告を要請するIASの受容可能性は低いものと考えられ、むしろコンフリクトが生じる要因になっているものと思われる。

このように、マレーシアの上場企業における企業の資金調達と株式の所有構造に起因する諸問題は、まさにIASの導入とその適切な運用という点から受容の可能性は低いものと考えられ、社会に対する透明な財務報告を求めるIASの受容には時間を要するものと考ええる。

第6節、おわりに

以上の検討内容は、つぎのように整理できる。

MIAを取り巻く諸環境の変化である。1980年代のマレーシアでは、民営化政策と外資導入政策により資本市場の急速な拡大が予想されていた。しかし、当時は企業の財務報告に対する社会的信頼が失われつつあった。その主な理由は、会計不正事件の発生とその対応に問題があったからである。また、企業の財務報告レベルが低いこともマレーシアの会計研究者により指摘されていた。この背景には、①上場企業の資金調達方法と②株式の所有構造に係る問題があった。多くの発展途上国の企業が同様の問題をかかえており、このようなことが情報開示に関するインセンティブを低くしている主な要因とされており、マレーシア企業も例外ではなかった。したがって、IASの受容可能性という点において、マレーシア企業は低く、むしろ情報開示についてコンフリクトが生じる状況にあったものと考えられる。このような状況下で、1986年会社法が改正され、監査人の義務と責任が強化された。

このような状況から、MIAは自主規制機関としての役割を果たすことが社会から求められるようになった。本稿で検討してきたさまざまな取り組みは、MIAの活動がいかに積極的に展開されるようになったか、という点を示している。MIAは、会計基準の設定活動に積極的に取り組むとともに、企業財務報告

の質の向上に資することが期待されていた。それは、前述したように、① MIA 会員の過半数は、民間企業等に勤務する会計士（LA）であり、IAS の受容可能性の低い企業において会計基準の遵守に内部から貢献することが期待されていたと考えられること、② MIA 会員は IAS などの西欧諸国で開発されたシステムの受容可能性が高いことが研究結果として提示されていることから、MIA 会員の自主規制活動を活性化させることが、企業財務報告の改善に資すると考えられることである。したがって、マレーシア政府は、企業財務報告改善のための対策として、MIA の活性化を図ったものと考えられる。1987 年以降の MIA は、マレーシアにおける自主規制機関（Regulatory Body）としてその役割を果たしていくことになるのである。

最後に、このような対策は会社基準の設定活動という点から多くの課題を残すことになった。1997 年に財務報告法の制定とともにマレーシア会計基準審議会が設立され、マレーシアは会計基準設定の新たな時代を迎えることになる。MIA の活性化は、会計基準の第 2 段階から第 3 段階に移行する一つのプロセスであり、IAS の制度化をすすめるための重要な対策の一つであったと位置づけることができる。

【参考文献】

- 青木健『第 2 版マレーシア経済入門 2020 年に先進国入りを目指す』日本評論社。
河合正弘『アジアの金融・資本市場』日本経済新聞社、1996 年。
濱田博男編、大阪市立大学経済研究所『アジアの証券市場』、東京大学出版会、1993 年。
富永健一『日本の近代化と社会変動』講談社学術文庫、1990 年。
鳥居高「マレーシアにおける「開発」行政の展開－制度・機構を中心に－」
REIT I Discussion Paper Series 05-J-008、2005 年。
堀井健三「ブミプトラ政策の歴史的な性格と国家資本の役割」堀井健三編著『マレーシアの社会再編と種族問題－ブミプトラ政策 20 年の帰結－』所収、アジア経済研究所、研究双書 NO.386、1989 年。
日本証券経済研究所『図説アジアの証券市場』、財団法人日本証券経済研究所、2004 年。
松田修「マレーシア」武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』、税務経理協会、2001 年。
吉富勝『日本経済の真実－通説を超えて－』東洋経済新報社、1998 年。
吉富勝『アジア経済の真実』東洋経済新報社、2003 年。
Azham, M.A., “The New Economic Policy and Accounting Profession in

- Malaysia: A Case of Misfit?* , 2nd AAAA Conference, September 2001, Shangri-la Penang, University of Utara Malaysia
- Dato' Hanifah Noordin, "Ethical Standards in the Accountancy Profession" ,*Akauntan Nasional*, July 1990
- Hai Yap Teoh and Soon Guan Chuah, *Financial Reporting in the Pacific Asia Region*, edited by Ronald Ma, World Scientific, Singapore, 1997.
- Hossein, M., Tan, L.T. and Adams, M., "Voluntary Disclosure in an Emerging Capital Market: Some Empirical Evidence from Companies Listed on Kuala Lumpur Stock Exchange" , *The International Journal of Accounting*, Vol.29, No.4, 1994.
- Huntington, S.P., *The Clash of Civilizations and The Remaking of World Order*, George Borchardt, Inc., 1996. (鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、2001)。
- Jesudason, J.V., "Ethnicity and the Economy: The State, Chinese Business and Multinationals in Malaysia, Singapore" , Oxford University Press, 1990
- Lim Chui Choo, "Ethical Issues and Practising Accountants Perceptions of Code of Ethics: A Developing Country Perspective" , *Akauntan Nasional*, September 1992.
- Malaysia Government, *Second Malaysian Plan*, 1971.
- Malaysian Institute of Accountants, *Annual Report for 1991*, MIA, p.55.
- Omar, N.H. and Bakar, S.A., "A Study on Voluntary Disclosure Practices of Public Listed Companies" , *Proceedings of Conference on Accounting Education and the Profession: Past, Present and Future*, 4-5 January, MARA Institute of Technology, Malaysia, 1995.
- Peter Carlson, "The Transfer of Accounting Technology: The Case of Malaysia" , *Asian Review of Accounting*, 3:2, 1995.
- Chee S., & Mun K.S., *Malaysian Economic Development and Policies*, Malaysian Economic Association, 1975.
- Susela D. S., "Segmental Reporting in Malaysia: Relevance, Extent of Compliance and Disclosure" , *Akauntan Nasional*, April 1992.
- Tan, L.T., Kidman, A.A. and Cheong, P.W., "Information Needs of Users and Voluntary Disclosure Practices of Malaysian Listed Corporations" , *Malaysian Accountant*, April 1990
- Tan Liong Tong, *Financial Accounting & Reporting in Malaysia*, MACPA, 1997.
- Vijayakumari K., & Ismail M.S., "Malaysian Economy: Selected Issues and Policy Directions" , ISIS Malaysia, 1994